よくある質問と回答

<品目に関すること>

- Q1. 産業廃棄物の廃水銀等とはどのような物ですか。
- A1. 水銀又はその化合物が廃棄物となったもので、特定施設から発生したもの及び水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品産業廃棄物となったものから回収した廃水銀が該当します。廃水銀等は特別管理産業廃棄物に該当します。
- Q2. 水銀使用製品産業廃棄物とはどのような物ですか。
- A2.以下の①~③に掲げる製品が産業廃棄物になったものが該当します。なお、水銀使用製品産業廃棄物は、普通産業廃棄物に該当しますが、品目名ではありません。(特別管理産業廃棄物ではありません。)水銀使用製品を構成する品目が産業廃棄物の品目となります。
 - ① 下表に掲げるもの

_					
1	水銀電池		23	放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光	×
2	空気亜鉛電池		04	ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	-	水銀抵抗原器	
	蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)			差圧式流量計	
4		×	26	傾斜計	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	27	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	28	周波数標準機	×
7	農薬		29	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
8	気圧計		30	容積形力計	
9	湿度計		31	滴下水銀電極	
_			32	参照電極	
-	液柱形圧力計		33	水銀等がス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化	
11	弾性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	×		するもの(こ限る。)	
12	圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	×	34	握力計	
13	真空計	×	35	医薬品	
14	ガラス製温度計		36	水銀の製剤	
15	水銀充満圧力式温度計	×	37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第二水銀の製剤	
_	水銀式血圧計		39	よう化第二水銀の製剤	
_	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
	顔料	×	41	硝酸第二水銀の製剤	
			42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
_	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		43	酢酸フエニル水銀の製剤	
	灯台の回転装置		190	D項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が塗布されるもの	に限
22	水銀トリム・ヒール調整装置		り×	印に該当する。	

- ② ①に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される使用製品(上表の右欄に×印のあるものを除く。)
- ③ ①、②の他、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品
- Q3. 水銀含有ばいじん等とはどのような物ですか。
- A3. 水銀を含むばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、廃酸又は廃アルカリであって、以下に該当するものです。なお、水銀含有ばいじん等は普通産業廃棄物にあたります。(特別管理産業廃棄物ではありません。)

- ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいで、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの
- ② 廃酸又は廃アルカリで、水銀を 15mg/L を超えて含有するもの
- Q4. 水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物とはどのような物ですか。
- A 4. 水銀使用製品産業廃棄物のうち、下表に掲げるものについて、水銀を回収できる施設で処分を行う必要があります。

1	スイッチ及びリレー	14	放電管(放電ランプ(蛍光ランプ
2	気圧計		及び HID ランプを含む。)を除
3	湿度計		< 。)
4	液柱形圧力計	15	差圧式流量計
5	弾性圧力計	16	浮ひょう形密度計
6	圧力伝送器	17	傾斜計
7	真空計	18	積算時間計
8	ガラス製温度計	19	容積形力計
9	水銀充満圧力式温度計	20	ひずみゲージ式センサ
10	水銀体温計	21	滴下水銀電極
11	水銀式血圧計	22	電量計
12	灯台の回転装置	23	ジャイロコンパス
13	水銀トリム・ヒール調整装置	24	握力計

- Q5. 水銀の回収が必要な水銀含有ばいじん等とはどのような物ですか。
- A 5. 水銀含有ばいじん等のうち、以下に該当するものについては、水銀を回収できる施設(ばい焼施設など加熱を伴う回収施設)で処分を行う必要があります。
 - ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいで、水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
 - ② 廃酸、廃アルカリで、水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの
- Q6. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に該当しない産業廃棄物で水銀の 回収が必要なものがありますか。
- A 6. 特別管理産業廃棄物のうち、特定有害鉱さい、特定有害ダスト類(ばいじん)、特定有害汚泥、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリであって、以下に該当するものについては、水銀を回収できる施設(ばい焼施設など加熱を伴う回収施設)で処分を行う必要があります。
 - ① 鉱さい、ばいじん又は汚泥で、水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
 - ② 廃酸、廃アルカリで、水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの
- Q7. 血圧計が割れて漏れ出した液体水銀があるのですが、これは特別管理産業廃棄物の 特定有害廃水銀等に該当するのでしょうか。
- A7. 水銀使用製品産業廃棄物である汚泥に該当します。
- Q8. 水銀使用製品産業廃棄物と廃水銀等との違いは何でしょうか。
- A8. 水銀使用製品産業廃棄物は水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもので環境省

令で定めるもの(Q2参照)が該当します。廃水銀等は水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等から水銀を回収したものや、特定の施設から生じる廃水銀又は廃水銀化合物が該当し、特別管理産業廃棄物に該当します。

- Q9. 蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計の処理(収集運搬、処分)を委託する場合、どのような品目があれば取扱いが可能ですか。
- A9. そのものを構成する品目について許可を有する必要があります。一般的な直管型の 蛍光管であれば、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物となります。水銀体温計及び水銀血圧計については、構成する部材にもよりますが、一般的には、廃プラスチック類、金属くず、汚泥、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くずの混合物に該当します。ただし、許可証の事業範囲に「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」と記載がある場合には、取扱いができませんので、御注意ください。
- Q10. 排出時点で割れている蛍光管は水銀使用製品産業廃棄物に該当するのでしょうか。
- A10. 該当します。
- Q11. 水銀使用製品産業廃棄物を水銀除去した後の残渣物(蛍光管を破砕、水銀除去後のガラスくずなど)は水銀使用製品産業廃棄物ではないものとして取り扱い可能でしょうか。
- A11. 水銀使用製品産業廃棄物を処理して水銀を回収したあとの残さについては、引き続き、水銀使用製品産業廃棄物に該当します。

<許可に関すること>

- Q12. 今後、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等(以下、「水銀含有産業廃棄物」という。)を10月1日以降に扱う場合に変更許可が必要となるのでしょうか。
- A12. これまでに許可を受けている場合には、許可品目に該当する水銀含有産業廃棄物については、変更許可を受けずに取り扱うことが可能です。ただし、平成 29 年 10 月 1 日以降は、一般的な処理基準に加えて特別な処理基準が適用されることとなりますので、取り扱う際には処理基準を遵守してください。この対応に伴い、設備の変更を行う場合には、処理業変更届が必要となる可能性があります。
- Q13. 許可証に水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無の記載がない場合、その事業者は 水銀含有産業廃棄物の取扱いが可能なのでしょうか。
- A13. 許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」と記載があれば取扱いが可能ですが、「水 銀使用製品産業廃棄物を除く」と記載があれば取扱いはできません。また、記載が 何もなく、従前より水銀使用製品産業廃棄物の取扱いがある場合にあっては、取扱 いは可能であり、許可証の書換えにあたって、変更許可手続きを要しません。(更新 許可、変更許可、書換えを伴う変更届時に書換えを行います。) ただし、処理基準に

適合した処理を行う必要がありますので、処理業者の設備等により、適切な処理が 可能かを判断する必要があります。

- Q14. 水銀を含む電池の選別について許可取得は可能でしょうか。
- A14. 可能です。(品目は、構成する部材の混合物であり、「水銀使用製品産業廃棄物を含む。」に該当します。)
- Q15. 現在直管型の蛍光管を収集運搬していますが、許可上は問題ないのでしょうか。
- A15. 10月1日以降であっても、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 くずの品目の収集運搬運搬業許可があれば収集運搬は可能です。ただし、更新許可、 変更許可及び書き換えを伴う変更届の際に「水銀使用製品産業廃棄物を含む。」と許 可証に記載する必要があります。

<処理基準に関すること>

- Q16. 水銀使用製品産業廃棄物の運搬に際し、容器の使用は必要でしょうか。
- A16. 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬にあっては、「破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬すること」とされていますので、容器の使用が必須というわけではありませんが、破損防止や他の物と区分するなどの措置を講ずる必要があります。
- Q17. 水銀含有ばいじん等の運搬に際し、容器の使用は必要でしょうか。
- A17. 水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を講じてください。また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。
- Q18. 水銀使用製品産業廃棄物の破砕を行うことは可能でしょうか。どのような設備が必要でしょうか。
- A18. 水銀使用製品産業廃棄物の処分又は再生を行う場合、「水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。」とされています。このため、破砕施設は、破砕部が密閉構造で気体として発生した水銀を集塵し、吸着できる装置である必要があります。
- Q19. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等から回収した水銀(特定有害廃水 銀等)はどのように処理するのですか。
- A19. 回収した水銀が廃棄物である場合、特別管理産業廃棄物である特定有害廃水銀等に 該当します。これを埋立処分する場合には、あらかじめ大臣の定めるところ(昭和

- 52 年環境庁告示第5号)により硫化、固型化を行う必要があります。また、当該硫化、固型化を行い、溶出試験で以下の基準に適合する場合は管理型最終処分場で処分することが可能ですが、次の①~④を遵守する必要があります。
 - ①一定の場所において分散しないように埋立処分すること。②その他の廃棄物と混合するおそれのないように他の廃棄物と区分すること。③埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。④埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が侵入しないように必要な措置を講ずること。

なお、硫化、固型化したものが、以下の基準に適合しない場合は、遮断型最終処分場で埋立処分する必要があります。

【基準】

- ・アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
- ・水銀又はその化合物が 0.005mg/L 以下であること。
- Q20. 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等は管理型最終処分場に埋立処分は可能でしょうか。
- A20. 水銀使用製品産業廃棄物については、管理型最終処分場への埋立処分は可能です。 ただし、水銀の回収義務があるものについては、あらかじめ水銀の回収が必要となります。

また、水銀含有ばいじん等(廃酸、廃アルカリを除く。)については、埋立判定基準 を満たすものであれば管理型最終処分場への埋立が可能です。また、埋立判定基準 を満たさないものであっても大臣の定めるところによりコンクリート固型化し、埋 立判定基準を満たせば管理型最終処分場に埋立処分が可能です。

- Q21. 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は特別な埋立基準はありますか。
- A21. 水銀使用製品産業廃棄物については、安定型最終処分場への埋立処分が禁止されています。また、水銀含有ばいじん等については、溶出試験により、以下の基準を満たさないものは遮断型最終処分場への埋立が必要です。

【基準】

- ・アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
- ・水銀又はその化合物が 0.005mg/L 以下であること。

さらに、水銀使用製品産業廃棄物の一部及び水銀含有ばいじん等の水銀含有量が一定量以上のもの(廃酸、廃アルカリは 1,000mg/L 以上、燃え殻、汚泥、鉱さい、ダスト類は 1,000mg/kg 以上)には、水銀回収が義務付けられていますので、埋立を行う前に水銀回収を行う必要があります。

- Q22. 運搬基準の「破砕することのないような方法」とは具体的にはどのような方法でしょうか。
- A22. 運搬容器や緩衝材を使用するなどの破砕防止措置などが挙げられます。

- Q23. 割れて粉々になった蛍光管を安定型最終処分場に埋立処分できるのでしょうか。
- A23. 事業活動に伴って排出される廃蛍光管は水銀使用製品産業廃棄物に該当するため、 安定型最終処分場に埋立処分できません。
- **Q24**. 蛍光管の破砕を行っていますが、いつまでに処理基準に適合しなければならないのでしょうか。
- A24. 平成29年10月1日から適合させる必要があります。
- Q25. 「水銀廃棄物ガイドライン」では、水銀含有ばいじん等の運搬について「高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。」と留意事項に書かれていますが、「高温下」とはどの程度の高温なのでしょうか。(直射日光に当たらない程度?保冷庫が必要?)
- A25. 水銀は揮発しやすい物質ですので、常温でも揮発が進行します。このため、運搬時や保管時には直射日光が当たらないようにするなど、水銀の揮発防止措置を取る必要があります。